

# 令和8年第2回春日井市議会臨時会提出議案

## 目 次

議案番号	議 題	
第54号議案	春日井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について……………	2
第55号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……………	6

## 第 54 号議案

春日井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の  
承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月12日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(春日井市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第7条」の次に「、第10条の2」を加える。

(春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年春日井市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第3項ただし書を改め、同条に1項を加える改正規定中「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項」に、「とする」を「とする。ただし、当該合算額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする」に改める。

第3条の改正規定中「中」の次に「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、」を加える。

第21条第1項及び同項第1号を改め、同号に次のように加える改正規定中「得た額」の次に「(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加え、「同項第1号中「550,000円」を「650,000円」に改め、同号ア」を「同項第1号ア」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第 55 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月12日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「または」を「又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条中「以下この条」を「第1号」に、「以下第1号」を「第1号」に改め、「第73条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第73条の7第1項の申告書、」を削る。

第31条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第72条第1項中「、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によって」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「第72条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第73条の4から第73条の9までを削る。

第74条（見出しを含む。）、第75条（見出しを含む。）及び第76条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条

第4項中「次の各号」を「次」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「市長において必要がある」を「必要」に、「課する種別割はこれ」を「は、軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第2号中「同法」を「番号法」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「においては」を「には」に、「その旨」を「その旨を」に改める。

第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第72条第3項ただし書」を「第72条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「市長」を「、市長」に改め、同条第6項中「定置所」を「定置場」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第10項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」

に改め、同項を同条第13項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第19項を同条第15項とし、同条第20項を同条第16項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第26条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日井市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度分までの年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(春日井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 春日井市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年春日井市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「の種別割」を削る。